

茨城県ニホンジカ管理方針

(第二種特定鳥獣管理計画)

令和3年3月

茨 城 県

目 次

第1	策定の目的及び背景	1
(1)	目的	1
(2)	背景	1
第2	管理すべき鳥獣の種類	1
第3	管理の期間	1
第4	管理が行われるべき区域	2
第5	現状	2
(1)	生息状況及び生息環境	2
(2)	被害状況	3
第6	管理の方針・目標	3
(1)	基本方針・目標	3
(2)	基本的な考え方	4
第7	具体的な取り組み（管理目標及び管理方法）	4
(1)	普及啓発	4
(2)	モニタリングの実施	4
(3)	狩猟による捕獲の推進	5
(4)	有害捕獲の効果的实施	5
(5)	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	5
(6)	担い手の確保と人材の育成	6
(7)	農林業被害の防止	6
(8)	生活・農村環境の管理	7
第8	その他管理のために必要な事項	7
(1)	各機関の連携	7
(2)	広域での連携促進	8
(3)	PDCAサイクルを活用した取り組みの推進	9

茨城県ニホンジカ管理方針 (第二種特定鳥獣管理計画)

第1 策定の目的及び背景

(1) 目的

県内において目撃情報が増加しているニホンジカについて、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、ニホンジカの個体数の増加及び生息域の拡大を防止し、生態系、生活環境及び農林業等への被害を未然に防ぐことを目的とする。

(2) 背景

本県内には「鹿」が使われた地名等が数多く存在しており、かつてニホンジカが広く生息していたと考えられるが、明治時代以降、毛皮等の需要が増大したことなどから捕獲により生息数を減らし、大正時代末期に常陸太田市で捕獲されたとの記録を最後に絶滅したと考えられていた（竹内ほか，2015）。

しかしながら、平成25年頃から県内においてニホンジカが目撃情報が報告されるようになり、常陸太田市、大子町及び結城市ではニホンジカが捕獲され、目撃情報も増える傾向にある。

全国各地のニホンジカが多く生息している地域では、生態系への影響や農林業等への被害が発生するなど大きな問題となっている（梶・飯島（編），2017）。本県は、農地や山林など豊かな自然に恵まれていることから、ニホンジカが定着し、生息数が増加した場合の影響が危惧される。

これらのことから、本県においては、ニホンジカの個体数の増加を防ぐとともに、その生息密度を、樹木や下層植生等の生態系へのインパクト及び生活環境や農林業への被害が発生しない水準に維持するよう計画的に管理を行っていく必要がある。

第2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon* Temminck)

第3 管理の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

第4 管理が行われるべき区域

対象地域を県内全域とする。

第5 現状

(1) 生息状況及び生息環境

本県におけるニホンジカの生息については、八溝山山頂に設置されたセンサーカメラにより、平成29年11月にオスのニホンジカが撮影され、翌年の平成30年10月にも同じ場所のセンサーカメラで前年とは別のオス個体が撮影されている（竹内ほか，2019）。また、同年11月には林野庁関東森林管理局茨城森林管理署が八溝山周辺の国有林内に設置したセンサーカメラによりオスが撮影されている。

平成31年4月以降、市町村や地元猟友会、森林組合等の協力のもと、ニホンジカを目撃情報等の収集を進めており、多くの目撃情報が寄せられている。令和元年度には写真等で個体が確認された目撃情報等が8件報告されており、平成29年度が2件、平成30年度が4件であったことから、目撃情報は増加傾向にあると考えられる。

ニホンジカが目撃された地域については、県北地域の八溝山周辺地域が最も多いが、県央地域の那珂市、県南地域の阿見町、美浦村、稲敷市、龍ヶ崎市でも目撃されている。

本県におけるニホンジカの捕獲については、平成29年5月に常陸太田市里川町地区で幼獣1頭が、平成31年2月に大子町上野宮地区でオス1頭が錯誤捕獲されたほか、令和元年5月に鬼怒川流域の結城市内でオス1頭が捕獲されている。

[参考] 本県におけるニホンジカを目撃情報等（令和2年12月1日時点）

年 度	写真等で個体確認 できた情報	目撃のみの情報	合 計
平成27年度	1件(1件)	—	1件(1件)
平成28年度	1件	—	1件
平成29年度	2件(1件)	—	2件(1件)
平成30年度	4件(1件)	2件	6件(1件)
令和元年度	8件(1件)	8件	16件(1件)
令和2年度	1件	3件	4件
合 計 (H27～R2)	17件(4件)	13件	30件(4件)

※カッコ内は捕獲情報の件数（内数）

※写真等で個体確認できた情報については、全てオスのみ。

ニホンジカは、元々林地と草地が入り混じる林縁部に生息する動物で、分布域は森林率 40%から 70%の低山地域に集中する傾向があり、スギ造林地や里山などの明るく開けた森林に生息している。

本県の潜在的な生息環境としては、八溝山、花園山及び筑波山周辺地域などにおいて、森林面積も広く林縁部も多くみられることから、シカが生息可能な環境にあると考えられる。

[参考] 本県における地域別森林率※（令和2年4月1日時点）

地域区分 (農林事務所管轄区域別)	総面積 (ha)	森林面積 (ha)			森林率 (%)
		国有林	民有林	計	
県北地域	165,236	35,517	78,876	114,393	69.2%
県央地域	114,053	5,554	22,809	28,363	26.8%
鹿行地域	67,241	—	10,797	10,797	16.1%
県南地域	139,780	2,501	18,857	21,358	15.3%
県西地域	103,094	1,428	10,321	11,749	11.4%
合計	589,404	45,000	143,900	188,900	32.0%

※農林事務所管轄区域別の森林率

(2) 被害状況

現時点において、県内ではニホンジカによる農林業への被害については報告されていない。近隣の県では、造林地での植栽木の食害や農作物被害等が報告されており、本県でも、いつ被害が発生しても不思議ではない状況にあると考えられる。

また、希少な植物等への食害などの生態系への影響についても、現時点においては報告されていない。なお、衝突事故による物損被害等については、平成30年10月に阿見町内で1件報告されている。

第6 管理の方針・目標

(1) 基本方針・目標

本県は、約100年間にわたりニホンジカが生息しない環境のもとで生態系が成り立ち、農林業が営まれてきた地域であり、その再進出に対しては、十分に対応するための環境が整っていないことを踏まえる必要がある。そこで、特にメスの出現頻度や生態系、農林業等への被害状況などを適切にモニタリングすることにより、メスが定着し、繁殖することによる個体数の増加を防ぐとともに、定着しても生息密度を、樹木や下層植生等の生態系へのインパクト及び生活環境や農林業への被害が発生しない水準に維持することを基本的な目標とする。

(2) 基本的な考え方

基本方針・目標を達成するため、関係機関が連携し、ニホンジカの日撃情報等の収集やモニタリングなどに取り組み、監視体制を強化する。

また、隣接県、研究機関、国等と連携して広域的な視点から県境地域における侵入経路等の把握に努める。

これらの日撃情報やモニタリング結果等を活用し、効果的な捕獲に取り組む。特にメスの定着を防ぐため、その日撃頻度が増加した場合には、関係機関等が連携し、早期の捕獲等の対策を検討する。

さらに、地域の関係者が連携して、シカによる被害が発生しにくい環境づくりや捕獲の担い手の確保に取り組む。

第7 具体的な取り組み（管理目標及び管理方法）

(1) 普及啓発

地域住民や農林業関係者等に対して、県ホームページや研修会等をとおしてニホンジカの生態等についての知識の普及啓発を図るとともに、シカによる農林業被害対策において、地域の関係者が協力し、地域ぐるみで被害防除、生息しにくい環境づくりに取り組むことの重要性について啓発する。

また、農林業関係者等に対して、被害防除技術の向上を図るため研修等を実施する。

(2) モニタリングの実施

本県におけるニホンジカの生息状況、特にメスの出現地域と頻度及び生態系や農林業等の被害状況を把握し、効果的な対策を講じるため、生息状況や被害状況等の経年変化を的確に捉えるように以下の方法でモニタリングを継続的に実施する。

実施されたモニタリングの結果を分析・評価し、必要に応じて対策の方向性等の見直しを行う。

[モニタリングの内容]

区 分	項 目	実 施 内 容
個 体 数	目撃情報の収集	市町村や地元猟友会、農林業関係者、地域住民等の協力のもと、幅広く目撃情報を収集（シカ情報マップ、シカ情報提供依頼チラシ等）
	生息状況の把握	痕跡調査や自動撮影カメラ調査等による生息状況の把握（糞塊密度調査、食痕調査、自動撮影カメラ調査、咆哮調査等）
	捕獲情報の収集	捕獲数、捕獲場所、捕獲効率、目撃効率等の基礎データの収集（狩猟者からの報告、出猟カレンダー等）
生態系等への影響	生態系等への影響の把握	生態系及び生活環境等への影響等の把握（植生調査、研究機関等が県内において実施している生態系等に関する調査研究結果等の活用、交通事故発生状況調査など）
農林業被害	農林業被害状況の把握	農林業被害の状況及び被害防除対策等の実施状況の把握（農林業被害調査、農林業関係者等への聞き取り調査、集落アンケート調査（被害程度調査）など）

(3) 狩猟による捕獲の推進（猟期の延長）

本県では、イノシシについて猟期を3月31日まで延長しており、狩猟においてイノシシ用のわな等にニホンジカもかかることが想定されることから、ニホンジカについても猟期を3月31日まで延長する。

また、捕獲後の適正な処理方法について、検討を行う。

(4) 有害捕獲の効果的実施（許可期間の延長）

本県では、イノシシの有害捕獲許可について、許可期間を最大で1年間としており、イノシシの有害捕獲に併せてニホンジカの予察捕獲を円滑かつ効果的に実施できるようにするため、有害捕獲許可における許可期間を最大で1年間に延長する。

(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

モニタリング結果等を踏まえ、メスの出現頻度が高い地域が特定された場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を検討する。

(6) 担い手の確保と人材の育成

本県では100年間にわたりニホンジカが生息しなかったため、シカの捕獲技術が十分には継承されていないことから、その効果的な捕獲方法等について研修会等を開催するなど、捕獲の担い手となる人材の育成を行う。また、狩猟者の高齢化等が進んでいることから、捕獲の担い手となる人材の確保を図るとともに地域ぐるみで捕獲に取り組む体制づくりを進める。

①担い手を確保するための取り組み

若い世代や農林業の後継者等を対象に、狩猟免許制度等を紹介するパンフレットを配布することにより、狩猟の社会的な役割や狩猟に関わりのない人たちに狩猟の魅力を伝える。

狩猟免許を持っていない若い世代を対象に、狩猟の魅力を体験できるような研修会等を開催することにより、狩猟免許の取得促進を図る。

特に、銃猟免許所持者の減少が著しいことから、一般社団法人茨城県猟友会と連携し、猟銃の所持許可手続きや射撃実演見学、経験者からの体験談等に関する研修会を開催し、銃猟免許所持者の確保を図る。

②狩猟免許を取りやすくするための取り組み

狩猟免許試験を平日だけでなく土日で開催するとともに、試験を県内の各地域で開催するなど、仕事を持つ人が狩猟免許を取得しやすい環境づくりに努める。

③担い手の人材育成に向けた取り組み

狩猟免許を取得した初心者を対象に、捕獲の現場において必要となる知識や技能等の習得を図るための研修会等を開催し、新たに捕獲の担い手となった人材の技術向上と狩猟技能の継承を図る。

(7) 農林業被害の防止

本県の山林は集落の近くに存在するため、集落周辺の農地等における農作物等への被害が懸念されることから、それを防止するため、電気柵や防護柵を設置するなど、ニホンジカが容易に農地等に入れないような対策を講じる。

八溝山周辺ではスギ等の人工造林地が多く、それらの植栽木への被害が懸念されることから、シカを目撃情報が増加して、被害の発生が懸念される地域においては、侵入防止柵の設置、単木防護資材や忌避剤などによる被害対策を実施する。

(8) 生活・農村環境の管理

ニホンジカと人間の生息域の棲み分けを図るため、ニホンジカが生息する山林・林縁部と農地等との間に、シカが身を隠すことのできないような見通しのよい緩衝帯の設置や、隠れる場所となる農地に隣接したやぶの刈り払い、放置果実や野菜くずの撤去を行うなど、地域ぐるみでシカを集落に寄せ付けない環境づくりに取り組む。

第8 その他管理のために必要な事項

(1) 各機関の連携

ニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大を防ぐには、関係機関が役割を担いつつ連携して対応していくことが重要であることから、各機関が以下の役割を担いつつ、他機関と連携、協力してより効果的な対策に繋げる。

ア 国

国有林において、モニタリング等を継続するとともに、「八溝山周辺国有林ニホンジカ対策協議会」をはじめとする関係機関と情報共有を図り、連携した捕獲や防除対策を実施する。

イ 県

本県におけるニホンジカの生息状況等に関するモニタリング結果や被害状況等に関する情報を収集し、関係機関等への情報共有を図るとともに、それらの情報等を踏まえ、本県におけるニホンジカ管理の基本方針等を定める。

狩猟への関心を高めるためのセミナーを開催するなど、狩猟の担い手となる人材の育成に取り組む。

ウ 市町村

農林業被害等に関する情報を収集するとともに、被害が発生した場合は、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画を策定し、地域の状況に応じて地域住民や農林業関係者等と連携し、有害鳥獣捕獲や防護柵設置及び環境管理等を実施する。被害対策等について地域住民や農林業関係者が地域ぐるみで対応できる体制づくりに努める。

エ 狩猟者団体等

狩猟者相互の連携により狩猟者の技能や知識向上に努めるとともに、狩猟捕獲の推進を図る。また、地域を主体とした有害鳥獣捕獲に協力するとともに、県等が実施する捕獲や生息状況等のモニタリング調査に協力する。

オ 農林業関係団体

農林業関係者に対し、被害防除技術の普及啓発や各種助成制度活用の促進を図る。また、県等が実施する生息状況等のモニタリング調査等に協力する。

カ 農林業従事者、地域住民

ニホンジカを目撃や痕跡等に関する情報を提供するとともに、地域ぐるみでの被害対策等に積極的に協力する。また、被害対策等に主体的に取り組めるよう研修会等に積極的に参加するなど効果的な防除技術の習得に努める。

キ 研究機関等

本県には、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所や国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業研究センターなどの国立研究機関が多く立地しており、本県の自然環境をフィールドとして調査研究等を実施していることから、それらの調査研究の成果の提供、本県におけるモニタリングデータや取り組み状況等の評価分析等について連携・協力する。

また、民間の生物研究団体等においては、動植物の生態等について日常的に観察、調査等を行っており、痕跡情報や植生の変化等について多くの情報を持っていることから、それらを共有するなど連携を図る。

ク 茨城県ニホンジカ情報連絡協議会

関係機関間での情報共有を図るとともに、各機関が実施するモニタリングや被害防止対策等について調整を行うなど関係機関が連携して各種の取り組みを実施できるよう支援する。

(2) 広域での連携促進

ニホンジカの生息域は、連なる森林や河川等を経由して拡大していくことから、単独の都道府県だけで対応することは難しく、より広域的な取り組みが求められる。特に、効果的な捕獲等の対策を実施するためには、シカの侵入経路等を的確に把握する必要があることから、モニタリング等については、県域を越えて実施することが求められる。

このことから、本県では福島県、栃木県との県境地域に広がる八溝山周辺地域における県境を越えたニホンジカの生息拡大を防ぐことを目的として、福島県や栃木県とともに設立した「福島茨城栃木連携捕獲協議会」において、県境地域における生息状況の調査を行うとともに、情報の共有を図り、広域での連携した捕獲等に取り組む。また、県境地域での調査、捕獲等の実施にあたっては、関係する森林管理署で構成する「八溝山周辺国有林ニホンジカ対策協議会」との連携を強化する。

(3) PDCAサイクルを活用した取り組みの推進

野生鳥獣の管理においては、常に状況が変化することから、順応的管理が求められている。このことから、今回策定する管理方針について、状況の変化や取り組みの成果、さらには新たな知見等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。モニタリングの方法などについても、得られた成果等を踏まえ、より効果的な方法となるよう見直しを行う。

また、この管理方針に基づき進める具体的な取り組みの状況等について、茨城県ニホンジカ情報連絡協議会において関係者間での情報共有を図るとともに、専門的な見地から、茨城県ニホンジカ管理方針等検討委員会において定期的に評価・検証を行い、具体的な取り組みについて必要な見直しを行う。

参 考 文 献

- 梶 光一・飯島勇人(編). 2017. 日本のシカが増えすぎた個体群の科学と管理. 256 pp., 東京大学出版会.
- 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室. 2016. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (ニホンジカ編・平成 27 年度). 84 pp., 環境省.
- 竹内正彦・藤本竜輔・森島和也・安井さち子・山崎晃司. 2015. 茨城県産野生哺乳類目録. 茨城県自然博物館研究報告, (18):71-82.
- 竹内正彦・中村大輔・藤本竜輔・山崎晃司・後藤優介. 2019. 茨城県大子町八溝山地におけるニホンジカの確認. 茨城県自然博物館研究報告, (22):17-23.